

新しい保険証・減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）・限度証（限度額適用認定証）の有効期限は令和7年7月31日(木)です

保険証が新しくなります（黄色→水色）

現在、使用している保険証（黄色）は、8月以降使用できません。新しい保険証（水色）は7月中旬に交付します。

保険証の台紙に個人番号（マイナンバー）を記載していますので、記載されている番号が、ご自身でお持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載されている番号と相違がないか、ご確認ください。



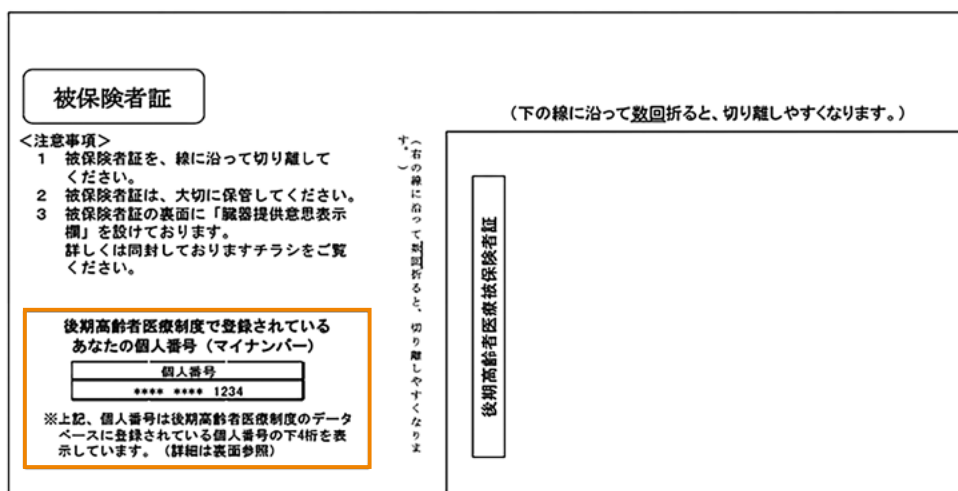
▲保険証

12月2日(月)に紙の保険証が廃止されます

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、紙の保険証は廃止となります。

保険証を紛失したとき、汚れたときは、廃止前日の12月1日(日)まで、年金・長寿医療グループで再交付の手続きを受け付けています。

※廃止前に交付された保険証は、記載されている有効期限までは引き続き使用することができます。



▲保険証送付時のイメージ（表面）

※記載内容は、送付時に変更となる場合があります。

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）が新しくなります（黄緑色→^{だいだい}橙色）

現在、使用している減額認定証と限度証（黄緑色）は、8月以降使用できません。

引き続き交付対象に該当する方には、新しい減額認定証と限度証（橙色）を7月中旬に交付します。

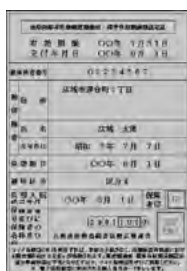
また、新たに証が必要となる方は、右の交付要件に該当することを確認の上、年金・長寿医療グループへ申請してください。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用。 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。 ○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者



▲減額認定証



▲限度証

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお知らせ・保険証の一斉更新～

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎85) 2 1 3 7)

令和6年度の保険料額は、7月にお知らせします

●保険料の計算方法

均等割	+	所得割	=	保険料(年額)
【1人当たり保険料】 52,953円		【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得－最大43万円) × 11.79%		【限度額80万円】 ※100円未満切り捨て。

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

※『所得』は、前年の収入から必要経費（公的年金控除や給与所得控除額など）を差し引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和6年度は限度額と所得割額の『激変緩和措置』があります

- 令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方および障害認定で資格取得した方の賦課限度額を73万円とします
- 賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は、所得割率を10.92%として算定します

●保険料の軽減

(1) 均等割の軽減(年額)

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金などの所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
43万円 +10万円×(給与所得者などの数－1)以下の世帯	7割
43万円+(295,000円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者などの数－1)以下の世帯	5割
43万円+(545,000円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者などの数－1)以下の世帯	2割

※『給与所得者など』とは、次の(1)(2)のいずれかに該当する方です。

(1) 給与などの収入金額が55万円を超える方

(2) 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

(2) 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減(52,953円から26,476円)となります。

※被用者保険とは、全国健康保険協会など、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

●保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

●保険料の支払い方法

保険料の納付は、原則年金天引きです。申し出により口座振替に変更することができます。

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は年金天引きの対象になりません。納付書または口座振替で納めてください。

- (1) 介護保険料が年金天引きされていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに後期高齢者医療制度に加入した方の半年の期間

- 口座振替について、国民健康保険税から自動継続はされません。再度、年金・長寿医療グループへ申請してください。
- 社会保険料控除は、年金天引きの方は本人、口座振替の方は口座名義人に適用されます。

